



山形県公報

平成27年6月23日(火)
第2657号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……825

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……831
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……832
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……833
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……834
- 同……………(同) ……835

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……838
- 同……………(同) ……841
- 同……………(同) ……845
- 同……………(同) ……847
- 同……………(同) ……848
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……849

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改める。

第7条第1項中「二級建築士・木造建築士登録事項変更届(免許証(免許証明書)書換え交付申請書)」を「二級建築士・木造建築士登録事項変更届」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて申請者に交付」を削り、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

(免許証の書換え交付)

第7条の2 二級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、二級建築士・木造建築士免許証(免許証明書)書換え交付申請書(別記様式第3号の2)に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に

提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。
 第14条の12中「第8条、」を「第7条の2、第8条、」に、「第7条第2項」を「第7条の2第1項」に改める。
 第32条第1項中「の規定」を「及び第2項の規定」に改める。
 第33条に次の1項を加える。
- 2 前項の届出の提出部数は、正副2部とする。
 第35条中「第23条の5第1項」を「第23条の5第1項及び第2項」に改める。
 別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

年 月 日		二級建築士 木造建築士		登録事項変更届	
山形県知事 殿 指定登録機関 (名称)		届出者 氏 名			
建築士法施行細則第7条（第14条の12の規定により読み替えて適用される第7条）の規定により届けます。					
現 住 所	郵便番号	電話番号 ()			
免許登録事項	登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日	
	ふりがな氏名				
	生年月日	年 月 日	性 別		
変更事項	ふりがな氏名				
	生年月日	年 月 日	性 別		
※ 受 付 欄			※ 整 理 欄		

- (注) 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 戸籍謄(抄)本を添付すること。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。
様式第3号の2

年 月 日		二級建築士 木造建築士		免許証（免許証明書）書換え交付申請書	
山形県知事 指定登録機関 (名称)		申請者 氏 名			
建築士法施行細則第7条の2（第14条の12の規定により読み替えて適用される第7条の2）の規定により申請します。					
現 住 所		郵便番号		電話番号 ()	
免許登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
	ふりがな氏名				写 真 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼付してください。 貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。
生年月日	年 月 日	性 別			
変更事項	ふりがな氏名				
	生年月日	年 月 日	性 別		
講習受講履歴	講習の種別		修了年月日		修了証番号
※ 受 付 欄			※ 整 理 欄		

- (注) 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 免許証（免許証明書）を添付すること。

別記様式第13号を次のように改める。
様式第13号

年 月 日													
建築士事務所登録事項変更届 山 形 県 知 事 殿 指定事務所登録機関 (名 称)													
届出者 住 所 氏 名													
建築士法第23条の5 ^{第1項} _{第2項} (第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の5 ^{第1項} _{第2項}) の規定により届け出ます。													
建 築 士 事 務 所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">種 別</td> <td style="width: 35%;">一級建築士事務所</td> <td style="width: 35%;">二級建築士事務所</td> <td style="width: 15%;">木造建築士事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登 録 番 号</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">() 第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登 録 年 月 日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	種 別	一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所	登 録 番 号	() 第 号			登 録 年 月 日	年 月 日		
種 別	一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所										
登 録 番 号	() 第 号												
登 録 年 月 日	年 月 日												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">変 更 後</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">変 更 年 月 日</td> </tr> </table>			変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日								
	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日										
登 録 事 項	事務所名称												
	事務所所在地		(電話)										
	ふりがな 開設者の氏名 又は名称												
	法人の役員	別添1のとおり											
	管 理 建 築 士	ふりがな 氏 名											
		登 録 番 号											
		登 録 年 月 日											
		建 築 士 種 別	一級建築士 二級建築士 木造建築士	一級建築士 二級建築士 木造建築士									
		管理建築士講習を修了した 年月日及び 修了証番号	年 月 日 第 号										
	所 属 建 築 士	別添2のとおり											
※ 受 付 欄		※ 整 理 欄											

- (注) 1 種別の項は、他の事務所の種別を線で消すこと。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 各欄内に記入し切れない場合は、別紙に記載し、添付すること。
 4 登録事項欄には、変更があつた事項のみ記入すること。
 5 建築士の種別の項は、他の種別を線で消すこと。

別添1

役員名簿

変 更 前		変 更 後		
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

(注) 1 変更前及び変更後の全ての役員を記入すること。
 2 役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及びこれらに準ずる者をいう。

別添2

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者

氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）	構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士 である場合にあつて は、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属した 年月日

現行の所属建築士及び所属しなくなった建築士

氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）	構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士 である場合にあつて は、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属しな くなつた 年月日

変 更 前		変 更 後	
一級建築士	名	一級建築士	名
うち 構造設計一級建築士	名	うち 構造設計一級建築士	名
計 設備設計一級建築士	名	計 設備設計一級建築士	名
二級建築士	名	二級建築士	名
木造建築士	名	木造建築士	名

（注）「現行の所属建築士及び所属しなくなった建築士」には、変更前に登録されていた全ての所属建築士について記入し、所属しなくなった建築士については、所属しなくなった日を記入すること。

附 則

- この規則は、平成27年6月25日から施行する。
- この規則による改正後の建築士法施行細則第7条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる同項の規定による申請について適用し、同日前にされたこの規則による改正前の建築士法施行細則第7条第2項の規定による申請については、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 久	北村山郡大石田町大字横山466番地
同	小 内 英 徳	同 768番地
同	森 二 郎	同 田沢1724番地67
同	井 上 重 美	同 1927番地
同	奥 山 政 雄	同 横山429番地
同	西 川 孝 士	村山市大字富並3887番地
同	阿 部 作 雄	同 2230番地
同	大 場 耕 一	同 1577番地
同	青 柳 房 男	同 4894番地53
同	青 柳 政 司	同 5915番地の2
監 事	高 橋 宏 明	北村山郡大石田町大字田沢848番地

同	木 村 和 夫	同	横山259番地 1
同	矢 作 武 夫	同	村山市大字富並4686番地 1

山形県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 清 一	北村山郡大石田町大字横山53番地
同	奥 山 宏	同 115番地 1
同	奥 山 謙 一	同 3203番地
同	伊 藤 芳 夫	同 田沢1724番地27
同	武 田 実	同 1926番地
同	阿 部 作 雄	村山市大字富並2230番地
同	大 場 耕 一	同 1577番地
同	青 柳 房 男	同 4894番地53
同	青 柳 政 司	同 5915番地の 2
同	狩 野 豊	同 2797番地
監 事	矢 作 武 夫	同 4686番地 1
同	森 二 郎	北村山郡大石田町大字田沢1724番地67
同	西 川 孝 士	村山市大字富並3887番地

山形県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営長崎堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営長崎堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画書の写し
- 縦覧に供する場所
中山町役場

3 縦覧に供する期間

平成27年6月29日から同年7月28日まで

4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七郎ヶ沢	別紙図面のとおりに	土石流
大地蔵沢川	別紙図面のとおりに	土石流
春木沢	別紙図面のとおりに	土石流
三沢－2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
烏帽子山	別紙図面のとおりに	土石流
蕪沢山1	別紙図面のとおりに	土石流
蕪沢山2	別紙図面のとおりに	土石流
平石山	別紙図面のとおりに	土石流
下荻－1	別紙図面のとおりに	地滑り
板宮－1	別紙図面のとおりに	地滑り
板宮－2	別紙図面のとおりに	地滑り

板宮－3	別紙図面のとおり	地滑り
板宮－4	別紙図面のとおり	地滑り
上萩－1	別紙図面のとおり	地滑り
上萩－2	別紙図面のとおり	地滑り
小滝	別紙図面のとおり	地滑り
居残沢	別紙図面のとおり	地滑り
神明山－1	別紙図面のとおり	地滑り
神明山－2	別紙図面のとおり	地滑り
神明山－3	別紙図面のとおり	地滑り
筋－1	別紙図面のとおり	地滑り
筋－2	別紙図面のとおり	地滑り
的場	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
御嶽山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
御嶽山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸開	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第590号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三沢－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第591号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
烏帽子山	別紙図面のとおり	土石流
菰沢山1	別紙図面のとおり	土石流
菰沢山2	別紙図面のとおり	土石流
平石山	別紙図面のとおり	土石流
的場	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
御嶽山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
御嶽山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸開	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成27年10月23日まで縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン酒田亀ヶ崎ショッピングセンター
酒田市あきほ町120番1
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
ホームック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規

株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井上元延
------------	--------------------	------

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石黒靖規
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井上恵右

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本和典
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	田村裕二
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊藤秀樹
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛田良次
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	大谷尚子
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田保則
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田努
株式会社マルタ	長野県飯田市座光寺4601番地1	宮下道一
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	浜田宏幸
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一
有限会社タキヤ	東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5	大瀧正博
株式会社道研	東根市本町1番10号	小熊順
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松正文
有限会社尾川園	鶴岡市大東町22番45号	尾川勝則
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井上元延

株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊 藤 毅
株式会社松屋	秋田県秋田市中通二丁目1番22号	新 開 仁

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	田 村 裕 二
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊 藤 秀 樹
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛 田 良 紀
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂 田 尚 子
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	北 村 正 志
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅 倉 俊 一
有限会社タキヤ	東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5	大 瀧 正 博
株式会社道研	東根市本町1番10号	小 熊 順
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤 松 正 文
有限会社尾川園	酒田市中町二丁目3番11号	尾 川 勝 次
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 惠 右
株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊 藤 毅
株式会社松屋	秋田県秋田市中通二丁目1番22号	新 開 仁

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日
- ロ DCMホームマック株式会社に係るもの 平成27年3月1日
- ハ 株式会社デンコードーに係るもの 平成25年6月25日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日
- ロ 株式会社モリタに係るもの 平成25年10月30日
- ハ 株式会社大谷に係るもの 平成25年8月8日

- ニ 株式会社キタムラに係るもの 平成21年5月15日
 ホ 有限会社尾川園に係るもの 平成23年10月21日
 ヘ 株式会社デンコードーに係るもの 平成25年6月25日

4 届出年月日

平成27年5月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年10月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成27年10月23日まで縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン東根店
 東根市大字東根甲7420番地5

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 （変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株 式 会 社 キ ン グ	京都府京都市左京区東塩小路高倉町2番1	山 田 幸 雄
株 式 会 社 ハ ニ ー ズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株 式 会 社 シ ョ ー エ ー	福島県郡山市横塚一丁目8番20号	斉 藤 立

有限会社かねほん呉服店	尾花沢市中町3番11号	渡 會 邦 夫
株式会社新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿 部 米 位
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤 松 正 文
株式会社萬家	村山市楯岡新町一丁目8番20号	松 岡 洋 一 郎
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	浜 田 宏 幸
磯田園製茶株式会社	愛知県田原市田原町柳町28番地の1	磯 田 義 人
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白 土 孝
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小 田 保 則
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	藤 田 敏
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市六日町76番地1	五十嵐 榮 一
株式会社オンデーズ	東京都豊島区西池袋一丁目15番7号	田 中 修 治
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
アビリティーズジャスコ株式会社	宮城県宮城郡利府町利府字新屋田前22	新 穂 誠 一
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤 田 宏 次
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号	岡 本 吉 史
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地	河 合 宏 光
株式会社不二家東北	山形市小立一丁目1番32号	千 葉 か づ や
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉 竹 英 典
株式会社エヌ・アンド・エスケイ	宮城県石巻市魚町二丁目9番25号	齊 藤 正 次 郎
有限会社ゼル	宮城県仙台市若林区沖野六丁目2番27号	伊 勢 文 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一

株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1	山田幸雄
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江尻義久
株式会社ショーエー	福島県郡山市横塚一丁目8番20号	斉藤立
有限会社かねほん呉服店	尾花沢市中町3番11号	渡會邦夫
株式会社新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿部米位
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松正文
株式会社萬家	村山市楯岡新町一丁目8番20号	松岡洋一郎
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	北村正志
磯田園製茶株式会社	愛知県田原市田原町柳町28番地の1	磯田義人
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土孝
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉田馨
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	坪井茂則
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市六日町76番地1	五十嵐榮一
株式会社オンデーズ	東京都港区南麻布三丁目19番23号	田中修治
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田努
アビリティーズジャスコ株式会社	宮城県宮城郡利府町利府字新屋田前22	新穂誠一
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤田宏次
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号	岡本吉史
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地	河合映治
株式会社不二家東北	山形市小立一丁目1番32号	千葉かづや
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹英典
株式会社エヌ・アンド・エスケイ	宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘五丁目6番2号	斉藤正次郎
有限会社ゼル	宮城県仙台市若林区沖野六丁目2番27号	伊勢文雄

株 式 会 社 ワ ー ル ド	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区 港 島 中 町 六 丁 目 8 番 1 号	寺 井 秀 藏
-----------------	---	---------

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成27年2月1日
- (2) 2の(2)に掲げる事項
- イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日
- ロ 株式会社キングに係るもの 平成27年5月22日
- ハ 株式会社キタムラに係るもの 平成21年5月15日
- ニ 株式会社パレモに係るもの 平成27年2月21日
- ホ 株式会社モリエに係るもの 平成26年5月19日
- へ 株式会社オンデーズに係るもの 平成26年3月23日
- ト 株式会社セリアに係るもの 平成26年6月24日
- チ 株式会社エヌ・アンド・エスケイに係るもの 平成23年11月20日
- リ 株式会社ワールドに係るもの 平成26年4月11日

4 届出年月日

平成27年5月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年10月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成27年10月23日まで縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン山形北店
山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号	山 田 太 郎
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小 田 保 則
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上 田 稔 夫
ローラアシュレイジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前三丁目35番8号	前 川 浩 司
株式会社オンワード樫山	東京都中央区京橋一丁目7番1号	廣 内 武
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1	山 田 幸 雄
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉 竹 英 典
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	木 内 守
株式会社アメリカ屋	宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬10番地の1	岩 佐 行 弘
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤 田 宏 次
株式会社新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿 部 米 位
株式会社三城	東京都中央区銀座二丁目7番17号	多 根 裕 詞
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	大 谷 尚 子
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社丹野園茶舗	西村山郡河北町大字溝延535番地2	丹 野 慎 也
株式会社遠藤書店	山形市七日町一丁目2番39号	遠 藤 澄 男
株式会社ニューヨーカー	東京都千代田区外神田三丁目1番16号	戸 澤 かない
株式会社チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番3	木 南 仁 志
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	岩 坪 謙 吉
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤 松 正 文
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	田 沼 千 秋
株式会社ホットランド	宮城県石巻市大街道北一丁目6番16号	佐 瀬 守 男

有限会社エムエヌ・コラボレーション	酒田市中町二丁目4番6号	峯 田 林 一
株式会社道研	東根市本町1番10号	小 熊 順
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城 戸 一 弥
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	寺 井 秀 藏
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市六日町76番地1	五十嵐 榮 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市西区城西一丁目3番5号	山 田 太 郎
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉 田 馨
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上 田 稔 夫
ローラアシュレイジャパン株式会社	東京都渋谷区神宮前三丁目35番8号	前 川 浩 司
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	馬 場 昭 典
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1	山 田 幸 雄
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉 竹 英 典
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	木 内 守
株式会社アメリカ屋	宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬10番地の1	大 塚 丈 二
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤 田 宏 次
株式会社新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿 部 米 位
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加 賀 純 一
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂 田 尚 子
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社丹野園茶舗	西村山郡河北町大字溝延535番地2	丹 野 慎 也
株式会社遠藤書店	山形市七日町一丁目2番39号	遠 藤 澄 男

株式会社ニューヨーカー	東京都千代田区外神田三丁目1番16号	上 條 浩 之
株式会社チチカカ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番3	木 南 仁 志
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	岩 坪 謙 吉
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤 松 正 文
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	田 沼 千 秋
株式会社ホットランド	東京都中央区新富一丁目9番6号	佐 瀬 守 男
有限会社エムエヌ・コラボレーション	酒田市中町一丁目7番5号	峯 田 林 一
株式会社道研	東根市本町1番10号	小 熊 順
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城 戸 一 弥
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	寺 井 秀 藏
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼市六日町76番地1	五 十 嵐 榮 一

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成27年2月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日

ロ 株式会社パレモに係るもの 平成27年2月21日

ハ 株式会社オンワード樫山に係るもの 平成27年3月1日

ニ 株式会社アメリカ屋に係るもの 平成26年6月30日

ホ 株式会社三城に係るもの 平成26年10月15日

へ 株式会社大谷に係るもの 平成25年8月8日

ト 株式会社ニューヨーカーに係るもの 平成26年11月22日

チ 株式会社グリーンハウスフーズに係るもの 平成26年2月24日

リ 株式会社ホットランドに係るもの 平成26年10月16日

ヌ 有限会社エムエヌ・コラボレーションに係るもの 平成25年4月1日

4 届出年月日

平成27年5月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年10月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成27年10月23日まで縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン米沢店

米沢市春日二丁目13番地4外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社 やま と	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	田 村 裕 二
株式会社ベネトン東北	秋田県秋田市中通一丁目4番4号	盛 田 良 次
株式会社桑名園本店	米沢市中田町760番地	井 上 茂
株式会社米沢鯉六十里	米沢市東一丁目8番18号	岩 倉 公 男
株式会社パティズ	福島県会津若松市宮町5番14号	斎 藤 啓 一
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小 田 保 則
エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸 山 雅 史
株式会社ショーエー	福島県郡山市横塚一丁目8番20号	斉 藤 立
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	浜 田 宏 幸
株式会社レイドバック	新潟県新潟市中央区上近江四丁目12番20号	斎 藤 豊

キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	岩 坪 謙 吉
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号	岡 本 吉 史
丸高衣料株式会社	大阪府大阪市中央区玉造二丁目8番3号	榆 金 洋 二
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上 田 稔 夫
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号	江 尻 義 久
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮 脇 範 次

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	田 村 裕 二
株式会社ベネトン東北	秋田県秋田市中通一丁目4番4号	盛 田 良 次
株式会社桑名園本店	米沢市中田町760番地	井 上 茂
株式会社米沢鯉六十里	米沢市東一丁目8番18号	岩 倉 公 男
株式会社パティズ	福島県会津若松市インター西31	斎 藤 啓 一
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	吉 田 馨
エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸 山 雅 史
株式会社ショーエー	福島県郡山市横塚一丁目8番20号	斉 藤 立
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	北 村 正 志
株式会社レイドバック	新潟県新潟市中央区上近江四丁目12番20号	齋 藤 豊
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	岩 坪 謙 吉
株式会社ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号	岡 本 吉 史
丸高衣料株式会社	大阪府大阪市中央区玉造二丁目8番3号	榆 金 洋 二
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上 田 稔 夫
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号	江 尻 義 久

株 式 会 社 宮 脇 書 店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮 脇 範 次
-----------------	---------------	---------

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成27年2月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日

ロ 株式会社パティズに係るもの 平成27年3月1日

ハ 株式会社パレモに係るもの 平成27年2月21日

ニ 株式会社キタムラに係るもの 平成21年5月15日

4 届出年月日

平成27年5月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年10月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに河北町役場において平成27年10月23日まで縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店

西村山郡河北町谷地字砂田70番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
株 式 会 社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
株 式 会 社 港 屋 花 店	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の7	渡 邊 貞 雄
有 限 会 社 三 沢 写 真 館	西村山郡河北町谷地己53番地	三 澤 東 幸

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤廣
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松倉公一
株式会社港屋花店	西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の7	渡邊貞雄
有限会社三沢写真館	西村山郡河北町谷地己53番地	三澤光年

4 変更年月日

- (1) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年5月30日
(2) 有限会社三沢写真館に係るもの 平成26年9月1日

5 届出年月日

平成27年5月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年10月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに河北町役場において平成27年10月23日まで縦覧に供する。

平成27年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ谷地店
西村山郡河北町谷地字砂田70番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
（変更後）5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成27年5月31日

5 届出年月日

平成27年5月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年10月23日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成27年3月6日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年6月23日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監 査 対 象 機 関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
工業技術センター	未収金等の債権の管理が適切でないものがある。	未収金等の債権の管理に当たっては、複数職員により収納状況等の情報を共有し定期的に確認する等の体制を整え、催告などの適切な債権の収納促進を徹底するよう改善しました。
山形職業能力開発専門学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、決裁の過程において支出内容を複数職員により確認するとともに、定期的に職員会議を開催し、職員への注意と意識付けを行うこととしました。
総合療育訓練センター	執行管理体制が適切でないものがある。	執行管理体制については、発注及び支払事務が集中しないよう業務の平準化を図るとともに、チェック体制の強化及び組織全体として執行する体制を講じるよう改善しました。
	支出行為が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、関係規程への理解を深め、適正な事務処理を行うよう徹底することとしました。

平成27年 6 月23日印刷
平成27年 6 月23日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056